

2020年5月27日

## 新型コロナウイルス感染対策における組合員活動に対する当面の対応について Vol.4

北医療生活協同組合 常務理事会

新型コロナウイルス感染症の拡大により、愛知県では4月10日に緊急事態宣言が発出されました。その後、全都府県に緊急事態宣言が拡大され、不要不急の外出を控えるよう要請され、日々の暮らしにおいて感染症に対する不安と同時に、非常に不便な生活を送られてきたことと思います。

北医療生協においても3月以降、班会はもとより様々な取り組みを中止または延期してきました。また、緊急事態宣言後は、すべての組合員活動を中止するなどの対応を取ってきましたが、今回の緊急事態宣言解除（国の発表5月14日、愛知県は5月31日）を受けて、今後、組合員活動を段階的に再開していきます。ただし、新型コロナウイルス感染症は終息した訳ではなく、引き続き日常的な感染予防対策が求められます。また、新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波が起こった場合は、再び活動を制限することもあります。

### 【感染予防対策】

#### 《とりくみ前に行うこと》

- ①企画・班会などの際には、参加にあたっての注意事項（②～④）を支部ニュースや班ニュースなどで事前に周知し、徹底する。

#### 《とりくみの際の確認事項など》

- ②参加する前に体温を測り、熱がないことや風邪症状など自覚症状がないことを確認する。
- ③過去2週間以内に発熱や風邪症状で受診や服薬をした方、また、感染が拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加をご遠慮いただく。
- ④参加の際には、マスクか口元を覆うものの着用を必須とする。

#### 《とりくみの際に行うこと》

- ⑤企画の際は、必ず参加者名簿への記載（氏名、電話番号、住所）をしていただく。ただし、参加者が固定していて、連絡先を把握しているもの（理事会、専門委員会、運営委員会や班会など）については、名簿記載の必要はない。
- ⑥企画中は、換気を十分に行い、参加者同士の距離を十分に開ける。
- ⑦主催者は手指消毒液を準備し、参加者には最初に消毒をしていただく。
- ⑧会場が組合員ルームの場合、使用後に使用場所の消毒を行う。

#### 《企画で飲食を伴う際の注意事項》

- ⑨buffet形式や参加者が食事を取りに来る形態にせず、個包装の物の提供、もしくは、個々人の席に主催者が食事を届ける形式にする。
- ⑩食事を提供する際には、主催者は手袋を着用する。
- ⑪ドレッシングやペットボトルなどを参加者が共有する形は避け、個々にとり分けたものを配る、個人用ペットボトルを使用する、主催者が配るなどする。

- ⑫使い捨て容器を使用する。
- ⑬座席は横並びとする。

#### 【愛知県の指標で3項目のいずれも「注意」に該当しない場合】

- ◆密閉・密接を避け、十分な換気ができ、参加者同士の間隔を十分に開けることができる（1m以上が望ましい）場所での活動（すべての会議や班会、サークル、サロン、支部企画、にじっこひろば、子ども食堂）は感染予防対策を講じた上で開催を可とします。また、企画内での健康チェックも可とします。ただし、その際にも、手袋の着用や消毒などの感染予防対策をしっかりと取ることとします。
- ◆院所事業所を利用する従来方法のサマースクールや一時に100名以上集まる規模の企画は行わないこととします。
- ◆「健康まつり」「もちつき大会」、参加者が確認できないまちかどで行う健康チェックは、今年度は中止とします。
- ◆緊急事態宣言解除後は、本部の窓口業務を再開します。

※ただし、名古屋市社会福祉協議会からは、当面、サロンの開催を自粛するよう要請が来ているため、助成を受けているサロンは社協の指示に従い開催の有無を決めます。

#### 【組合員ルームの使用について】

- ◆医療・介護施設では、全国で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、院内・施設内感染を起こせば、患者や利用者に多大な迷惑を与えるとともに、院所・事業所の信頼を損ない、経営にとって大きな損害を与えることになるため、職員自身の健康管理をはじめ院内・施設内での感染予防を徹底してきました。緊急事態宣言は解除されましたが、医療・介護施設においては感染予防対策を継続しており、組合員ルームは医療・介護施設の一部であるということを理解していただくことが必要だと思えます。その意味でこれまで通りの利用の仕方ではなく、感染予防対策を含めた新しい利用の仕方を検討し実施していくために6月～7月は感染予防対策を講じるための準備期間とします。具体的には、6月は感染予防学習会の開催や組合員ルームの使用にあたり、実際にどのように使用するのか、留意点などを確認する期間とします。また7月は班会・企画などの開催準備期間とし、それぞれの組合員ルームの対策・使用方法が確認された時点から使用を始めることとします。子ども食堂や他団体のサークルなどは8月からの使用を目指します。
- なお、各会議と仕分けについては、【感染予防対策】を徹底した上で、6月から組合員ルームの使用を可とします。

#### 【制限する場合①】

- ❖愛知県の指標で3項目のいずれか1つでも「注意」に該当する場合は、以下の措置を取ることとする。
- ◆会議、班会、サロン、サークル、にじっこひろば、子ども食堂など対面での取り組みを中止する。
- ◆「医療とくらし」発行・配布は対面を極力避ける形で実施する。
- ◆また、子ども食堂が行う食材配布の取り組みについても、対面を極力避ける形で実施することは可とする。

◆組合員ルームの使用を禁止する。

### 【制限する場合②】

- ❖愛知県の指標で3項目のいずれか1つでも「危険」に該当する場合は、以下の措置を取ることとする。
- ◆会議、「医療とくらし」発行・配布、班会、サロン、サークル、にじっこひろば、子ども食堂など対面で行うすべての取り組みを中止する。電話での声かけやはがき出しなど対面しない形での取り組みをすすめる。
- ◆組合員ルームの使用を禁止する。

### 【愛知県の休業要請などの判断指標】

基準項目	注意	危険
新規感染者数（過去7日間の平均）	10人	20人
陽性率（過去7日間）	5%	10%
入院患者数（過去7日間の平均）	150人	250人

★会議や班会、企画を行う際の注意事項は、【感染予防対策】の通りです。以下は、組合員ルームを使用する場合、とりわけ気をつけていただくことです。

### 【激しい運動を行う企画】

- ① 参加者同士、2メートルの距離をとる。
- ② 開催時間を1時間程度とする。

### 【にじっこひろば】

- ① にじっこひろば開催後、毎回、使用したおもちゃの消毒を行う。
- ② 参加者名簿に毎回、連絡先を記載していただく。

### 【こども食堂】

- ① 整理券を配布するなどし、一時に会場にいる人数を、サポーター、参加者あわせて50人程度に抑える。
- ② 参加者名簿に毎回、連絡先を記載していただく。
- ③ 容器は使い捨てを使用、ドレッシングやペットボトルなどの共有をしない、主催者が配膳するなど、感染予防対策を行う。
- ④ スクール形式の座席配置にする。